

〔博士論文要旨〕

国際安全保障と人権

——CSCE 人的側面に関する考察——

吉 川 元

ヨーロッパの安全保障と協力に関する会議（Conference on Security and Cooperation in Europe=CSCE）は、東西両陣営の平和共存関係の原則の確立やヨーロッパ共通の安全保障に向けての国際協力の枠組みの検討を目指してソ連が提案した会議である。フィンランドの主都ヘルシンキで、アルバニアを除く全てのヨーロッパ諸国及びアメリカとカナダの35ヵ国代表の参加のもとに、CSCEが開始されたのは1973年7月3日のことである。2年余の交渉の末に、参加国首脳は75年8月1日にヘルシンキ最終決定書（いわゆる「ヘルシンキ宣言」）に署名した。当時、この会議は、戦後に変更されたヨーロッパ諸国の「領土的現状」、並びに東欧諸国の社会主義体制などの「政治的現状」を全欧レベルで承認する会議として、また東西関係の緊張緩和（デタント）を象徴する画期的な出来事として注目された。

CSCE 参加国は、ヘルシンキ宣言において参加国間の関係を律する基本原則を定め、またヨーロッパ共通の安全を強化するために国際協力の分野を定めた。CSCEは、ヘルシンキ宣言を契機に、人権の尊重、経済科学技術協力、環境保護、人的接触、情報普及の自由、軍事領域での信頼醸成など様々な分野での国際協力の枠組みを提供することになる。「ヘルシンキ・プロセス」又は「CSCE プロセス」と呼ばれるヨーロッパでのこの多国間包括的国際協力の営みは、しかしながら平和共存関係の安定に寄与するどころか、逆に社会主義体制の崩壊を早めることによって結果的には冷戦の終焉に寄与した。東欧諸国の革命（1989年）の翌年に開催された第2回CSCE首脳会議で採択されたバリ憲章では、参加国首脳はCSCEを「ヘルシンキ宣言に秘められた理念のパワー」が「民主主義、平和、及び統一ヨーロッパの新しい時代」を切り開いた、と冷戦終焉におけるCSCEの役割をこう評価した。その2年後に開催されたCSCEヘルシンキ首脳会議では、冷戦の終結、及び全体主

義体制の崩壊にCSCEが重要な役割を演じ、しかもヨーロッパの全ての国による民主制度の構築への取り組みという「肯定的な変化」にCSCEが「主要な役割」を演じている、とも評した。CSCE開始以来、「ヘルシンキ宣言に秘められた理念のパワー」に参加国が一貫して共通の理解を有していたかどうかは興味深い点である。その理念やパワーが一体どのようなものであったか、またそのパワーがいかに発揮されたかも興味深い。

CSCE参加国がヘルシンキ宣言を契機にその後、に営々と築き上げていった国際安全保障構想は、伝統的な国家安全保障観とは異なる独自の国際安全保障、すなわち「包括的安全保障」(comprehensive security)である。包括的安全保障とは、CSCE自らの定義によれば、平和の維持を人権と基本的自由の尊重と結びつけ、また経済及び環境での領域の共同利益と協力を平和的な国家間関係と結びつけるものである。しかも安全というものは国家間で「不可分なもの」で、CSCE共同体においては「いかなる国も他国の安全を犠牲にして自国の安全を強化することはない」との前提に立ち、ヨーロッパ共通の安全保障の実現を目指すこと、である。なかでもCSCEが一貫して人権尊重をヨーロッパの安全保障の中心的な課題に位置付けてきた点は、旧来の安全保障の思想が国家中心主義的なものであり、その実現の手立てが軍事力中心のものであっただけに、注目される。安全保障の対象に個人までも含めることは当然であるとはいえ、実際の国際政治の場では人権尊重よりも国益や国家体制の擁護が優先されるあまり、国家安全保障は必ずしも人権尊重とは両立しえない。しかし、CSCEは、国家安全保障に代って地域共通の安全保障を志向することによって、またかつては主権事項とみなされてきた人権尊重という課題を国際安全保障の実現の課題とみなし、これを国際協議の対象に含めることによって、独自の包括的安全保障思想とそれに基づく国際協力体制を確立してきた。特に冷戦終結後には、人権規範の伸長のみならず、CSCE参加国の法の支配の確立や民主制度の実現までCSCEの協力対象に含められるようになり、CSCEを舞台にヨーロッパ諸国は他地域にはみられない多国間協調体制を確立しつつある。

包括的安全保障へのCSCEの取り組みは、国際平和や安全保障のパラダイムの大きな転換があって初めて可能になった。国家や体制の安全保障に汲々としていた冷戦期に、いかにして人間を主体とする国際安全保障の思想が芽生えたのであろうか。参加国の人権尊重や民主制度の実現という課題がなによりにヨーロッパ共通の

安全保障と結びつくのであろうか。ヘルシンキ宣言は、異なる体制の安全保障と個人の安全をいかに両立させようとしたのであろうか。CSCE が宣言文を採択した後、一回限りの国際会議に終わらず、その後に CSCE プロセスを発展させるようになるのはいかなる要因によるのであろうか。人権問題はいかに CSCE の俎上に上り、いかに審議され、そして合意がいかに形成されていったのであろうか。人権問題での国際協議が、体制の根幹にかかわるような重要な問題であるにもかかわらず、社会主義諸国はなにゆえに人権問題での協議に加わり、しかも自由権の人権を主体とした国際人権保障体制の確立に譲歩していったのであろうか。人権問題を国際政治に持込むことに反対であったアメリカが、なにゆえに CSCE プロセスにおける人権問題で最も積極的なイニシアチブをとるようになるのだろうか。CSCE での一連の取り決めが、いかに社会主義諸国の体制の変革に影響を与えたのだろうか。CSCE プロセスで審議され伸長された人権とは一体いかなるような領域の人権であろうか。国際条約とは異なり参加国政府間の取り決めに過ぎない CSCE 合意がなにゆえに国際秩序の変容に大きな影響力を発揮しえたのであろうか。冷戦終焉後に、敵対する CSCE の安全保障の対象領域に人権尊重のみならず、民族問題への対応や民主主義国家の構築への支援は、いかなる根拠に基づいてなされているのであろうか。共通の安全保障の構築の条件に位置付けられた人権尊重の原則は、実際にヨーロッパ共通の安全保障の強化に寄与しているのであろうか。

CSCE の対象領域の広さからして、これまで総合的研究の試みは充分にはなされていない。CSCE は、安全保障問題に関する会議ではあるが、開始当初より一貫して人権や人的接触、さらには民主制度づくりなど、いわゆる CSCE の「人的側面」が最大のテーマであり、これに加え次第に信頼醸成措置問題、冷戦後には軍縮問題など軍事的側面が次第に重要なテーマとして浮上してきた。こうした CSCE の動向を反映して、これまで CSCE の人的側面と軍事的側面のふたつの領域を中心に研究が蓄積されてきた。特に 1980 年代後半から CSCE は信頼醸成措置や通常戦力の削減交渉で目覚ましい成果を上げたことから、CSCE の軍事的側面の研究が盛んになっている。他方、人的側面の研究は、それが西側諸国、とりわけアメリカの対社会主義戦略の重要な部分を占めていたことから、西側の CSCE 参加国では CSCE 開始当初から盛んであった。しかし、その多くが国際法専門家による国際法的視点から人権の伸長過程の分析であるか、あるいは国際政治学専門家による参加

国政府のCSCE人権政策の分析である。それは、CSCEにおける人的側面の規範及びメカニズムの進展と国際政治構造の相互作用や相互影響の過程を分析しようとする視点に欠ける。CSCEプロセスは、国際連合における国際人権条約の起草過程とも異なり、また特定の問題を扱う国際機関とも異なり、国家のみならず非国家的行為体の参加を含めた国際政治原則や国際秩序形成の過程であり、また地域的安全保障の構築を目指す政治運動である。それだけに、CSCEプロセスのダイナミズムを知る上で、あるいはCSCEプロセスと国際政治構造の変容とのかかわりを理解する上で、CSCE人権規範の伸長に劣らず重要な分析対象は、CSCEプロセスの背後にある各国の様々な思惑、様々なアクターからの働きかけ、取り決めの履行状況、あるいは参加国の政治変動とCSCEの関係である。

本論文は、CSCE人的側面と国際政治構造の変容の相関関係についての分析である。特に、CSCEプロセスにおいて、人権尊重の原則、並びに人的接触及び情報の自由の問題がヨーロッパ国際政治の原則として確立され、これらの原則が伸長されていく経緯、取り決めの履行が冷戦構造の変容に寄与していく過程、及び冷戦後のヨーロッパ共通の安全保障の構築に向けてCSCE人的側面が演じている役割を考察することによって、CSCEプロセスでの人的側面の原則とその実現のためのメカニズムの発展過程と国際政治構造の変容過程との相関関係を明らかにするのが本論文の中心テーマである。CSCEプロセスの人的側面の問題が、その開始から1980年代末までは事実上、社会主義の人権問題であり、冷戦後は、旧社会主義諸国に誕生した「新民主主義諸国」の人権問題及び民主化問題であるといっても過言ではないだけに、本論文では、CSCEプロセスの人権伸長過程やCSCEの機構化の過程を検討するとともに、CSCEプロセスにおける東西関係の変容の分析に力点が置かれる。

本論文は、序章、第1部「多国間協調主義から国際機構へ」(第1章～第6章)、第2部「CSCE人的側面と冷戦構造の変容」(第7章～第10章)、及び終章から構成される。序章では、これまでのCSCE研究の現状、CSCE研究の視座、及び本論文の構成について述べる。第1部では、CSCEプロセスの進展過程を、人的側面を中心に、CSCEの協議事項の変容、政府間交渉過程の変容、及びCSCEの機構化の過程をみとめる。まず第1章「CSCEの起源」では、CSCE構想の起源及びCSCEの開催が実現する過程について検討する。ソ連がCSCEを提案する背景、

ソ連が提案した初期の CSCE 構想、ソ連提案に対する NATO 諸国の反応についてみている。特に、ソ連の CSCE 提案に対して NATO 側が人権問題と人の移動の自由の問題を協議事項とすることを CSCE の開催条件としてソ連に認めさせる経緯に焦点をあてる。第 2 章「CSCE とヘルシンキ宣言」は、ヘルシンキ、ジュネーブ、そして再びヘルシンキで行われた CSCE (1973 年～75 年) の交渉過程を、人権尊重の原則 (第 1 バスケット第 7 原則)、並びに人的接触及び情報普及の自由 (第 3 バスケット) に関する審議過程を中心に、参加国の原提案段階から最終合意書「ヘルシンキ宣言」が採択される過程を明らかにする。またヨーロッパ共通の安全保障の原則と規範を取り決めたヘルシンキ宣言を概観し、同宣言にみる国際安全保障構想の特徴を検討する。第 3 章「CSCE プロセスの動態」では、まずヘルシンキ宣言への参加国の当初の評価について、東側諸国、西側諸国、並びにソ連の人権 NGO の評価を比較検討する。特に、ヘルシンキ宣言への東側諸国の高い評価の背景、西側諸国の低い評価の背景、そしてソ連人権 NGO が CSCE に寄せる期待の根拠を分析し、それぞれ異なる理由で CSCE の継続を望む参加各国の思惑の対照性を明らかにする。ヘルシンキ宣言後に進展する CSCE プロセスのダイナミズムを、多国間協議の仕組み、CSCE 合意形成過程、及び主要アクターについて検討する。第 4 章「CSCE プロセスと平和共存」では、冷戦期の CSCE プロセスを、東西対立の視点から検討する。ベオグラードでの第 1 回フォロー・アップ会議から冷戦期最後のフォロー・アップ会議であるウィーンでの第 3 回フォロー・アップ会議に至るまでの CSCE プロセスの最大のテーマは、人権尊重の原則 (第 1 バスケット第 7 原則)、並びに人的接触及び情報の自由 (第 3 バスケット) の履行問題である。これらのテーマがいかにして国際政治の俎上に上り、東西関係の文脈でいかに審議されていったかについて分析する。またウィーン・フォロー・アップ会議では、CSCE 人権問題に事実上の決着がつき、社会主義諸国が西欧人権思想をもとにした CSCE 人権保障体制に組込まれていく点で、CSCE の転機となる会議である。人権問題をめぐる東西対立の過程でいかに西側のアプローチが変容していったか、そしてなによりに社会主義諸国は西側の人権論に譲歩せざるを得なかったかについて明らかにする。第 5 章「平和共存から統一へ」では、ウィーン・フォロー・アップ会議後、東欧諸国の社会主義体制の崩壊を経てパリでの第 2 回 CSCE 首脳会議でヨーロッパの統一が宣言されるまでの時期に、ソ連・東欧諸国が西側諸国主導の CSCE 人

権保障体制に組込まれていく過程を中心に分析する。それと同時に、冷戦が終結し、ヨーロッパ国際政治が急速に脱イデオロギー化する過程で、CSCE 人的側面の規範が飛躍的に伸長される背景についてもみてる。またヨーロッパの統一を宣言したバリ憲章において、CSCE 参加国がいかに冷戦後のヨーロッパの安全保障を構想したかについても分析する。第6章「CSCE の機構化」では、バリ首脳会議を契機に進展する CSCE の機構化の過程を検討するとともに、民族紛争など新たな脅威の出現に CSCE がいかに対応しているかについて検討する。特に、ヘルシンキでの第3回首脳会議(ヘルシンキ II)で「変革の管理」が CSCE の主要テーマになる背景、さらにはヘルシンキ II を契機に発展する CSCE の予防外交の論理とメカニズムについてもみてる。

第2部「CSCE 人的側面と冷戦構造の変容」では、NGO の履行監視権、人民の自決、人の国際移動及び情報の自由、民主的平和思想と人的側面メカニズム、の4つの非軍事的かつ主要なテーマを取り上げ、それぞれの取り決めの交渉過程をより詳しく分析するとともに、CSCE の交渉過程と社会主義諸国の政治変動との相関関係を分析する。まず第7章「履行監視権と NGO」では、CSCE の公開化、特に個人や NGO の参加の制度的保障の過程について検討する。人権尊重に関する第7原則は、単に尊重すべき人権の規範を列挙したにとどまらず、保障されている権利を知り、またそれを行使する個人の権利を保障することをも確認したが、このことがやがて参加国による CSCE 合意の履行を監視し、また履行に協力する個人や NGO の履行監視権として発展するとともに、履行監視権の伸長が国家レベルの政治協議の場に個人や NGO の参加の制度的保障の契機となった。そこでこの履行監視権をめぐる CSCE の政府間協議の過程を考察するとともに、履行監視権の確立に重要な影響を与えた人権 NGO からの働きかけについても焦点をあてる。第8章「人民の自決と少数民族」では、人民の自決と少数民族の権利規定の伸長過程をみてる。自決問題は、分断ヨーロッパの現状維持に重要な鍵をにぎるテーマであり、東西両陣営とも異なる思惑で人民の自決の保障をヨーロッパ国際政治の原則として認めることに同意した。東側は、東欧諸国の社会主義体制の実現を自決権の行使の結果であると主張し、西側はソ連による東欧支配を自決権の侵害とみなしたからである。他方、少数民族の権利伸長問題は、冷戦期の CSCE ではほとんど注目を集めず、冷戦後に急速に脚光を浴びる問題である。しかも、80年代末から90年代初頭にか

けて、人民の自決の保障問題は、しだいに少数民族の自決の主張と重なりあい、自決権の尊重は一方で国家の安全を脅かすような民族主義の再生につながる論理へと発展するとともに、他方では、冷戦後のヨーロッパでの民族主義再生のもとで CSCE から急速に消滅していくテーマでもある。CSCE プロセスで、このふたつの権利がそれぞれいかに議論され、そして CSCE の議論が実際の国際政治の動きとの相互作用の結果、いかに変容していったかについて検討してみる。第9章「人の移動と情報の自由」では、第3バスケットの人の国際移動と情報普及の自由を取り上げる。第3バケットでは、人的接触や情報普及の自由を中心に、人の国際移動、情報普及の自由、文化交流などについて規定したが、これら各領域での取り決めは、抽象的な人権尊重の原則とは異なり、その履行状況の検証が可能であり、しかもその履行は市民レベルの思想や情報の相互浸透を促進し、体制の安全保障に直接影響を及ぼす領域であっただけに、CSCE 人権問題の主要なイシューのひとつであった。人的接触と情報普及の自由の規定が東西交渉の過程でいかに伸長され、それがいかに「鉄のカーテン」の崩壊に寄与していったかについて検討するとともに、冷戦後の人口移動の急増に脅える西欧諸国が、いかに人的接触の問題で立場を逆転させているかについても検討する。第10章「民主的平和の思想と予防外交」では、CSCE プロセスにおける独自の「民主的平和」の思想の形成過程を総括するとともに、ヨーロッパ共通の安全保障の条件とみなされるようになった人権、少数民族の権利、法の支配、及び民主主義など CSCE 共通の価値の実現に向けての CSCE の活動を特に CSCE 人的側面メカニズムの運用を中心に検討することで、CSCE 独自の国際安全保障の構築の営みを考察する。そして終章「共通の安全保障を目指して」では、人権尊重を国際政治の原則に位置付けることに寄与した CSCE の役割、及び CSCE を舞台に共通の安全保障の確立を目指して進められてきた多国間協力の営みが国際政治構造の変容に与えた影響について再考するとともに、CSCE の試みをアジアに導入する上での諸問題を検討する。

〔博士論文審査要旨〕

論題 国際安全保障と人権

——CSCE 人的側面に関する考察——

論文審査担当者 野 林 健
有 賀 貞
石 井 修

本論文の主題は、「ヨーロッパの安全保障と協力に関する会議（CSCE）」の枠組みのなかで発展した、多国間協力過程（CSCE プロセス）における「人的側面」と国際政治構造の変容の相関関係を分析することである。特に、CSCE プロセスにおいて、人権尊重の原則、並びに人的接触及び情報の自由など CSCE の人的側面がヨーロッパ国際政治の原則として確立され、これらの原則が発展していく経緯が詳しく考察されている。本論文は 400 字詰原稿用紙に換算すれば 1,300 枚にのぼる大著であるが、学位請求論文として提出された半年後に、一部加筆されて『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）～人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察～』と題して出版されている（三嶺書房、1994 年 11 月）。

さて、CSCE は、東西両陣営の平和共存関係の原則の確立や、ヨーロッパ共通の安全保障に向けての国際協力の枠組みの検討を目指してソ連が提案した会議である。アルバニアを除く全てのヨーロッパ諸国及びアメリカとカナダの 35 ヶ国代表の参加のもとに、ヘルシンキで CSCE が開始されたのは 1973 年 7 月 3 日のことであった。2 年余の交渉の末に、参加国首脳は 75 年 8 月 1 日にヘルシンキ最終決定書（いわゆる「ヘルシンキ宣言」）に署名したが、当時この会議は、戦後に変更されたヨーロッパ諸国の「領土的現状」、並びに東欧諸国の社会主義体制などの「政治的現状」を全ヨーロッパ規模で承認する会議として、また東西関係の緊張緩和を象徴する画期的な出来事として注目された。

CSCE 参加国は、ヘルシンキ宣言において参加国間の関係を律する基本原則を定め、またヨーロッパ共通の安全を強化するための国際協力の分野を定めた。CSCE

は、ヘルシンキ宣言を契機に、人権の尊重、経済科学技術協力、環境保護、人的接触、情報普及の自由、軍事領域での信頼醸成など様々な分野での国際協力の枠組みを提供することになる。「ヘルシンキ・プロセス」又は「CSCE プロセス」と呼ばれるヨーロッパでのこの多国間包括的国際協力の営みは、しかしながら平和共存関係の安定に寄与するどころか、逆に社会主義体制の崩壊を早めることによって結果的には冷戦の終焉に寄与することになった。

CSCE 参加国がヘルシンキ宣言を契機に、その後、営々と築き上げていった国際安全保障構想は、伝統的な国家安全保障観とは異なる独自の国際安全保障、すなわち「包括的安全保障」である。包括的安全保障とは、CSCE 自らの定義によれば、平和の維持を人権と基本的自由の尊重と結びつけ、また経済及び環境での領域の共同利益と協力を平和的な国家間関係と結びつけるものである。CSCE が一貫して人権尊重をヨーロッパ共通の安全保障の中心的な課題に位置付けてきた点は、旧来の安全保障の思想が国家中心主義的なものであり、その実現の手立てが軍事力中心のものであっただけに注目すべきものであった。

本論文は、人的側面を中心に CSCE プロセスの進展過程を分析する第1部「多国間協調主義から国際機構へ」(第1章～第6章)と、CSCE プロセスの人的側面の4つの主要なテーマ(NGOと履行監視権、人民の自決、人の国際移動及び情報普及の自由、民主化支援と予防外交)を論じた第2部「CSCE 人的側面と冷戦構造の変容」(第7章～第10章)からなる。論文構成とその概要は以下のとおり。

序章

第1部 多国間協調主義から国際機構へ

第1章 CSCE の起源

第2章 CSCE とヘルシンキ宣言

第3章 CSCE プロセスの動態

第4章 CSCE プロセスと平和共存

第5章 平和共存から統一へ

第6章 CSCE の機構化

第2部 CSCE 人的側面と冷戦構造の変容

第7章 履行監視権と NGO

第8章 人民の自決と少数民族

第9章 人の移動と情報の自由

第10章 民主的平和の思想と予防外交

終章

序章

序章では、これまでの国際安全保障パラダイムの変容及び問題点を指摘し、包括的安全保障の構築の試みとしてのCSCEの特徴が概観されるとともに、CSCE研究の動向、研究の視座が明らかにされている。

第1部 多国間協調主義から国際機構へ

第1章 CSCEの起源

本章では、CSCE構想の起源及びCSCEの開催が実現する過程について、ソ連がCSCEを提案する背景、及びソ連提案に対するNATO諸国の反応などについて述べられている。特に、ソ連のCSCE提案に対してNATO側が人権問題と人の移動の自由の問題を協議事項とすることをCSCEの開催条件としてソ連に認めさせる経緯に焦点が当てられている。

第2章 CSCEとヘルシンキ宣言

本章では、ヘルシンキ、ジュネーブ、そして再びヘルシンキで行われたCSCE(1973年～75年)の交渉過程を、国家間の関係を律する諸原則(第1バスケット)、並びに人的接触及び情報普及の自由(第3バスケット)に関する審議過程を中心に、最終合意書「ヘルシンキ宣言」に至る過程が明らかにされている。

第3章 CSCEプロセスの動態

本章では、まずヘルシンキ宣言への参加国の当初の評価について、東側諸国、西側諸国、並びにソ連の人権NGOの評価が比較検討されている。特に、ヘルシンキ宣言への東側諸国の高い評価の背景、西側諸国の低い評価の背景、CSCEの継続を望む中小国や東側諸国の人権NGOの立場が検討され、CSCEへの期待の対照性が明らかにされている。

第4章 CSCEプロセスと平和共存

本章では、冷戦期のCSCEプロセスが、東西対立の視点から検討されている。人権尊重の原則(第1バスケット第7原則)、並びに人的接触及び情報普及の自由

(第3バスケット)の履行問題を取り上げ、これらのテーマがいかにして国際政治の俎上に載り、東西関係の文脈でいかに審議されていったかが分析されている。人権問題をめぐる東西対立の過程でいかに西側のアプローチが変容していったか、そしてなにゆえに社会主義諸国は西側の人権論に譲歩せざるを得なかったかについて明らかにされる。

第5章 平和共存から統一へ

本章では、ウィーン・フォロー・アップ会議後、東欧諸国の社会主義体制の崩壊を経てCSCEパリ首脳会議(1990年)でヨーロッパの統一が宣言されるまでの時期に、ソ連・東欧諸国が西側主導のCSCE人権保障体制に組込まれていく過程が分析されている。

第6章 CSCEの機構化

本章では、パリ首脳会議を契機に進展するCSCEの機構化の過程、民族紛争など新たな脅威の出現にCSCEがいかに対応してきたか、また、CSCEの民主化支援や予防外交の原則とメカニズムについて議論されている。

第2部 CSCE 人的側面と冷戦構造の変容

第7章 履行監視権とNGO

第7章は、CSCEの公開化、特に個人やNGO参加の制度的保障についてである。人権尊重に関する第7原則は、単に尊重すべき人権の規範を列挙したにとどまらず、保障されている権利を知り、またそれを行使する個人の権利を保障することをも確認したが、このことがやがて参加国によるCSCE合意の履行を監視し、また履行に協力する個人やNGOの履行監視権として発展、国家レベルの政治協議の場に個人やNGOが参加する制度的保障に発展していくのである。

第8章 人民の自決と少数民族

本章では、人民の自決と少数民族の権利規定の伸長過程が分析されている。自決権問題は分断ヨーロッパの現状維持に重要な鍵をにぎるテーマであり、東西両陣営とも異なる思惑で人民の自決の保障をヨーロッパ国際政治の原則として認めることに同意した。東側は、東欧諸国の社会主義体制を自決権の行使と主張し、西側はソ連による東欧支配を自決権の侵害とみなしたからである。他方、少数民族の権利伸長問題は、冷戦期のCSCEではほとんど注目されず、冷戦後に急速に脚光を浴び

る問題である。CSCE プロセスで、このふたつの権利がそれぞれいかに議論され、また、議論が実際の国際政治の動きとの相互作用の結果、いかに変容していったかが明らかにされていく。

第9章 人の移動と情報の自由

本章では、人の国際移動と情報普及の自由が取り上げられている。人的接触と情報普及の自由の規定が東西交渉の過程でいかに伸長し、それがいかに「鉄のカーテン」の崩壊に寄与していったかについて検討されるとともに、冷戦後の人口移動の急増に脅える西欧諸国が、いかに人的接触の問題で立場を逆転させているかについても議論されている。

第10章 民主的平和の思想と予防外交

本章では、CSCE プロセスにおける独自の「民主的平和」の思想の形成過程が検討されている。また、冷戦終結後、人的側面メカニズムの拡充によるCSCE 予防外交の展開についても議論されている。

終章 共通の安全保障を目指して

終章では、人権尊重を国際政治の原則に位置付けることに寄与したCSCEの役割及びCSCEを舞台に共通の安全保障の確立を目指して進められてきた多国間協力の営みが国際政治構造の変容に与えた影響について総括されている。また、CSCEの試みをアジアに導入する際の問題点などについても議論されている。

次に、本論文についての評価を試みる。本論文の長所は数多いが、特にここでは以下の点を指摘したい。

(1) 人権尊重の原則がヨーロッパ国際関係の原則に発展する過程を、CSCE フォロー・アップ会議の審議過程、CSCE 合意、CSCE 参加者のインタビュー等を通じて、綿密に議論している点。他地域とは異なり、ヨーロッパでは人権問題は、人権外交や人道的介入の対象ではなく、共通の原則と規範に基づき、また共通のメカニズムを通じて多国間協力の対象になっていく過程を綿密に跡付けるとともに、人権尊重が共通の安全保障の確立の条件として、ハイポリティックスのテーマになる過程を明らかにしたことは高く評価される。

(2) ヨーロッパの民主的安全保障(包括的安全保障)構築の試みが、民主的平和の思想に依拠し、非軍事的領域での、しかも人権尊重、民主主義、法の支配など

の共通の政治的価値の CSCE 域内普及に基づく、多国間協力体制構築の試みであった点を明らかにした点、CSCE プロセスが軍事領域での安全保障体制構築の試みではなく、人的側面を中心に多国間協調体制を発展させてきた点は、特にわが国ではほとんど知られていない。この点でも本論文の功績は大である。

(3) 人権の国際化が、政治変動や国際政治構造変容に果たす重要な役割を論証した点、特に、人の移動の自由や情報普及の自由の伸長が、権威主義体制（社会主義体制）の変動並びにその後の民主化に重要な影響を与えた点を論証した点、社会主義体制の変容と崩壊における CSCE プロセスの影響についての研究は皆無に近く、この点でも本論文は高く評価される。

(4) 国際安全保障論は、とかく軍事的側面に関心を集中しがちであるが、本論文は CSCE を事例に、非軍事的側面の重要性に注目した点でも注目に値する。特に相互信頼、市民レベルでの信頼醸成において NGO が果たした重要な役割を検証することで、ヨーロッパにおけるトランスナショナルな関係の進展、並びに多国間協調システムの確立による、国際安全保障の下からの積み上げの過程を論証したことは、高く評価される。

次に、問題点あるいは今後の課題と思われる点を指摘する。

(1) CSCE における人的側面の発展過程を綿密かつ包括的に論証するという本論文の特徴の裏返しでもあろうが、論述がいささか制度論的な方向に傾斜しているように思われる。パワー・ポリティックスの動態的側面について、さらに踏み込んだ分析があれば、一層鋭利な研究になったように思われる。また、CSCE の発展過程を考察するに際し、時系列的手法を用いるのは当然としても、論述をよりダイナミックにする工夫のひとつとして、時期区分の試みがあってよかったのではないか。そうすることによって、筆者の歴史認識が一層鮮明になったように思われる。

(2) CSCE での人権伸長過程における、欧州審議会や国際連合など他の国際機関の影響や貢献についての議論が不十分である。また、冷戦終結後の、ヨーロッパ共通の安全保障問題への取り組みを議論する際、NATO の役割についても、もう少し踏み込んだ議論があってもよかったと思われる。

以上、本論文への評価を試みたが、問題点なり課題として指摘した点は、吉川元氏自身も自覚しているところであり、またなによりも、本論文がなした学術的貢献に比べれば区々たるものと言わなければならない。よって審査員一同は、所定の

(140) 一橋論叢 第113巻 第5号 平成7年(1995年)5月号

口述試験の結果と併せて、吉川元氏に対し一橋大学博士(法学)の学位を授与するのが適当と判断する。

平成7年2月8日

〔博士論文要旨〕

美的感性と社会的感性

水 野 邦 彦

美は主体の感性によってとらえられる。むしろ逆に主体の感性に合うものこそが美と見なされるのであり、それをはなれて美は存在しない。したがって美の現象をめぐる考察は、美の対象というより、人間の美的感性に向けられる。——美学の課題をこのように設定し、近代美学の大成を果たしたのがカント (I. Kant) である。

しかしカントの美学は、たんなる狭義の美学ではない。美的感性はカントの場合、共通感覚ないし共同体感覚という理念として現われるが、それらは人類に普遍的な共同体を指向している。美的感性は人間が社会的存在であるさまを示す。つまりそれは、とりもおさず社会的感性なのである。このことは美学と社会哲学とが連続していることを示すものである。本稿はカントにそくして、およびカントにつらなる思想的水脈のなかで、このような主題を探究する試みである。

本稿は大きく第Ⅰ部・第Ⅱ部に分かれている。第Ⅰ部「カント美学」はカントの諸著作、とりわけ『判断力批判』をもとに、カント美学の本質的構造を解明し、そこに存する社会指向的側面をひきだそうとする論考である。第Ⅱ部「美的感性論の系譜」は、カントが呈示した美的感性と社会的感性との連続性というテーマを何らかのかたちで追究した思想家を祖上にのせ、そこから本稿の課題にとって有効な理論をくみとる試みである。

さて第Ⅰ部はカント美学の研究であるが、いうまでもなくカントは近代哲学の金字塔と目される哲学者であるから、まずその哲学の全体像と基本的枠組を見ておかなければならない。はじめにカント哲学のごく大まかな枠組を示し、それに対応させて従来のカント研究の動向を概観する。西洋でも日本でもカントといえは、その認識論と倫理学とに論及するのが主流となっており、美学研究はきわめて立ち遅れているといわざるを得ない。カント研究文献にしても汗牛充棟の感があるが、『判

断力批判』を本格的に論じたものは意外なほど少ない。とりわけ美学と社会哲学とを架橋するような視点は、H・アーレント以前は皆無に近かったし、また先行するイギリス美学とカント美学との関連についても、まだ十分な研究がなされているとはいいがたい。本稿は、これまでのカント研究の空隙を埋めるものでもある(以上、第一章)。

つづいて『純粹理性批判』を中心に、カント哲学のそもそもの意図と認識論の基本構造をさぐる。カントはニュートンの方法にならって、新たな形而上学の確立を目ざす。そのために認識能力の批判が行なわれる。批判とは、可能性と限界の確定である。それをカントは人間の認識能力全体にわたって展開した。認識能力は、感性・悟性・判断力・理性に区分されるが、このうち概念の能力である悟性が認識作用の中心的役割を果たすのに対して、図形的機能を有する構想力は、むしろ趣味判断においてその力量を発揮する。のちに見る理論的認識と趣味判断との相違が、すでにここに表われている(以上、第二章)。

『実践理性批判』はカント倫理学の柱をなす著作である。そこに見られるのは徹頭徹尾形式的な規範、心情倫理的思想である。しばしば批判される形式性は、普遍性を確保するための必須条件であるし、むしろポジティブに評価されうるものである。また倫理学においてのみは、人間の理性が限界をこえて超感性的世界にふみこむことが許され、そして道徳法則という統制的理念が立てられるのである(以上、第三章)。

前の二章を受けていよいよ『判断力批判』の検討に入るが、この作品では、理論的認識とも実践的認識とも異なる趣味判断という特殊な人間の作用が主題となる。趣味とは、あるものが美しいか否かを判定する能力であり、その判定は主観的根拠にもとづいている。したがって趣味判断の普遍妥当性は主観的普遍妥当性である。それは、主観の心情状態の普遍的伝達可能性を介して、共通感覚という理念によって根拠づけられる。これが趣味判断の本質的構造であり、共通感覚こそが趣味判断の核をなす(以上、第四章)。

この共通感覚を『判断力批判』の核心部分として引きだす過程で、センス・コムニスという概念にもゆきあたる。通常のカント研究では共通感覚とセンス・コムニスとは同一視されているが、じつは共通感覚が趣味判断の原理としてあくまで主観の感情にもとづいているのに対し、センス・コムニスは悟性と共通感覚との

双方をふくんだ包括的概念で、広く共同体感覚とよばれるものなのである。こうして共通感覚は、共同体感覚をへて社会指向的感覚ないし社会的感性となってゆくのである（以上、第五章）。

それでは、その社会的感性が指向する社会とはどのような社会であろうか。それに答えるにはカントの社会観を検討しなければならない。それは具体的には市民社会論として、いくつかの社会哲学論文によく表われている。カントは人類の歴史のなかに「自然の意図」を見いだす。人間は「自然の意図」にしたがって自分の素質を展開すべく市民社会を形成する。つまり市民社会の競争のさなかにおいて人間の素質は最大限に発揮され、人類の文化を高めてゆくというのである。この点でカントはホッブズやスミスを受けつぐものといえるだろう。市民社会は、その人間の素質を発揮させつつ、個々人の争いを調停する役目をもつ。さらに市民社会どうしの争い、国家間の争いを調停する組織を考えなければならない。それが世界市民社会である。これは個々の市民社会の連盟にほかならないが、それぞれの市民社会の構成員は「ひとりの世界市民としてふるまう」ことを要請される。つまり普遍的人間であろうとするのである。そのような指向性を感性のレベルで示すのが共同体感覚という社会的感性にほかならない（以上、第六章）。

共同体感覚は「ほかのすべての人々の立場に身をおこう」とする感覚、他人とともにあろうとする感覚である。H・アーレントの言葉をかりれば「人々を世界の住人にふさわしくする感覚と能力」である。とすると、ここでいう共同体とは世界市民社会である。あれやこれやの共同体ではなく、一種のコスモポリスが構想されている。そこの住人は世界市民である。人は世界市民になろうとし、世界市民社会という「社会を形成しようとする」のである。本質的に「人間には自己を社会化しようとする傾向がある」のである。ひとりひとりが世界市民となるべく自己を陶冶し、同時に、世界市民社会というあるべき共同体を実現させてゆく——これが共同体指向ということの意味である。このような共同体指向性を趣味判断は有するのである。かつてアーレントはカントの趣味の理論を政治的判断力の理論として読みかえようとしたが、この政治的とは公的という意味にほかならない。とするとこれは本稿の社会的という言い方と重なり合うはずである。こうして趣味判断は人間の社会指向性を実現してゆくものと考えられる。「趣味の判断は社会的判断である」というカントの言葉も、ここで生きてくるだろう（以上、第七章）。

カントは趣味の事実から出発して美学理論を構築し、趣味判断の根柢に存する共通感覚にたどりついた。また共通感覚を拡大発展させたものとして共同体感覚を想定し、それを根柢にすえ、趣味理論のアナロジーで市民社会の理論を立てた。このようにカントの美学と社会哲学とは構造的に対をなしている。そして両者の結節点となるのが共通感覚と共同体感覚である。共通感覚は美的感性、共同体感覚は社会的感性とよびうる。美的感性である共通感覚が基盤になってカント美学が成立する。他方、社会的感性である共同体感覚が基盤になってカント社会哲学が成立する。ところがカントは、そのような感性をあくまで理念にとどめるだけで、それ以上の展開を見せない。また従来この感性が十分に研究されたこともない。『純粹理性批判』の超越論的感性論は感性のア・プリオリな形式を分析したものであって、本稿が主題とする感性はそれと異なるものである。この感性をさらに論究するために、カントをはなれ、美的=社会的感性の理論をほかの思想家から汲みとることを試みたい(以上、第八章)。

さて第II部では、第I部で見たような美的感性と社会的感性との脈路をひらく理論を、カント以外の思想家に求める。まずは、カントが共通感覚という理念の形成においてヒントを得た先行思想家、T・リードをとりあげる。リードは「哲学にはコモン・センスのほかには根はない」と宣言した人物であり、哲学史上コモン・センス学派の代表格と見なされている。リードがコモン・センスを強調した背景には、ヒュームの懐疑論やロックの観念論に対する反撥があったが、とりわけリードが外界の実在を訴えたことはその経緯をよく表わしている。さて美の知覚は、主観の「卓拔性」もしくは「デザインする心」が、「対象の本性ないし構造」に投影されて、はじめて成り立つ。「対象の本性ないし構造」は実在する外界の事象である。したがって美も実在物に接してはじめて語られるのである。しかし美の起源は主観の「卓拔性」のうちにある。これは美的感性とよびうるものである。ただ、この美的感性の普遍性については曖昧なまま残される。最終的な根拠づけにおいて機械仕掛けの神のごとくコモン・センスを登場させて、それ以上の解明を放棄してしまうところに、リードの限界があるだろう(以上、第九章)。

さて美学の問題構制においては主観—客観の枠組がしばしば取り上げられる。本稿がテーマのひとつとする社会的感性にしても、これは社会的である以上なんらかの客観性を有するはずだし、また感性である以上あくまで主観に属するはずである。

これを考えるときには、主観か客観かのいずれか一方に論点を限定するのではなく、双方をとりこみ、その相互作用に着目しなければならない。こうした主観－客観の相互関係を論じたのは唯物論美学であった。たとえばブレハーノフは、主観の美的感性を規定する生物学的条件と歴史的条件とを指摘したし、プハーリンは、同じ社会的条件下ではそこに暮らす人々に共通する美的感性が生ずると論じた。さらにマルクスは、人間の五感の形成が世界史の産物であることを見ぬいていたし、チェルヌィシェフスキーは、芸術作品ではなく生活こそが美しいと考えていた。とりわけチェルヌィシェフスキーは芸術美に対して自然美の優位を強調するが、これらはいずれも、美的感性と人間の社会性とのかわりに論及したものであることに変わりはない。唯物論の思想は本稿の考察の通奏低音となっているのである（以上、第一〇章）。

美学史上、著作の題名に社会という言葉をはじめて入れたのはJ=M・ギュイヨーである。カントが共通感覚という理念的原理にもとづいていたのに対し、ギュイヨーは「神経の顫動」という唯物論的な原理にもとづいて、感情の伝達可能性を論ずる。それは人間の社会化の第一歩である。この社会化こそが感性にとって本質的な事柄である。美的感性は「根よりもむしろ葉によって生きてゆく植物のようなもの」であり、起源よりも、形成過程こそが決定的要因となる。この点でギュイヨーは、生物学的条件よりも歴史的・社会的条件を重視するさきの唯物論者たちと軌を一にする。さらにギュイヨーは美的感性の本質的部分に共感的情緒や社会的連帯性をみとめ、美的感性が社会指向的であることを指摘する。「生の維持と拡大」を目指す人間は、その目的をとげるためにも社交的でなければならない。そのような社交的・社会的性質が、美的感性にも表われるというのである。こうして美的感性と社会的感性というテーマは、ギュイヨーにおいて新たな展開を見せる（以上、第一章）。

さきに自然美と芸術美というカント以来の問題軸にふれたが、これを20世紀に入ってあらためて論じたのがアドルノである。アドルノによれば自然とは、啓蒙的精神の支配対象であり、主体の自律性の対極に位置するものである。ところが人類が自然を支配しきったことはない。自然は概念的認識による把握を許さない存在なのであり、いいかえれば、同一化という人間の思考の論理からこぼれおちてしまう非同一性なのである。とはいえ人間が啓蒙的理性をすてて「自然にかえる」ことは

不可能である。アドルノが訴えるのは、人間の傲慢に対するいましめとなる「自然の記憶」である。芸術も、たえずこの「自然の記憶」と緊張関係にある。自然の非同一性を芸術は本質的に必要とする。つまり芸術とは、認識とは異なり、同一化することなく対象を把握する術なのである。だが、芸術は人間によってつくられた自然以上のものであるという理由で、芸術美は自然美より高い位置を占めるとアドルノはいう。ここに、ヘーゲルとマルクスに連なるアドルノの姿がみとめられるだろう。いずれにしてもアドルノは、自然に対する感性、非同一性に対する感性を示唆している。これを美的感性の一側面として取り入れることができるだろう。芸術とはまさにそういう感性が発現する場なのである(以上、第二章)。

以上、美学と社会哲学、美的感性と社会的感性との連続性をめぐって、さまざまな考察を加えてきたが、最後にあらためて感性について考えてみたい。感性は150年も前にフォイエルバッハによって哲学の主題にとりあげられたものの、その後ほとんどといってよいほど展開が見られないのではないか。哲学は一般に、概念的に明確化しうる悟性や理性を中心に論ずるのが常であって、概念の枠組ではとらえきれない感性は放置されてきたのではないだろうか。しかし人の日常生活では、概念や理性的判断によらず、感性に頼って行動することが多いように思われる。人間の行動において感性的エレメントは大きな比重を占めるはずである。そうだとすれば社会哲学がそのエレメントを無視してよい理由はない。事実、感性論はこれまでも情念論や欲求論として語られてきた。しかし狭義の倫理学の枠内での考察ではなく、人間の活動全体にわたるような感性論が要請されるのである。それはカントが形式的に論じた超越論的感性論だけでなく、むしろ経験的感性論を必要とする。具体的には民族・環境・時代というような社会的・歴史的条件を考慮に入れなければならないし、そうして再生産された感性によって社会もまた再生産されるという相互作用も見なければならない。こうして社会形成の原理にとって感性は不可欠な論点のはずである。感性は人間の内奥に向いているのではなく社会に向かっている。社会と人間との接点はまず感性である。感性が端的に表に出るのは美学においてかもしれないが、感性の本質的性質が社会指向性にあるとすれば、感性論の舞台は社会哲学だといえる。感性はつねに社会を顧慮するのであり、美の感性であれ、倫理の感性であれ、政治の感性であれ、根はひとつである(以上、終章)。

本稿は美的感性と社会的感性とを主題としたものであるが、このように感性の根

がひとつであるとしたら、それを美学において、また社会哲学において論究したものであるといってもよい。いいかえれば本稿は美学的・社会哲学的感性論であるが、これはカントの理論の掘りおこしの上に成り立っている。それは従来のカント像とは異なるかもしれないが、カントの構想した美学と社会哲学は、じつはこれほど広い射程をもっているのである。

しかしそこにはまたカントの特有の限界もある。本稿第Ⅱ部でその限界をこえる企てを試みたが、それらもやはり十分とはいえないだろう。経験的感性論をふくめた感性論の全面的展開を果たそうとすれば、カントの功績はふまえつつも、やはり具体的・実質的研究が求められるだろう。おそらくそれは狭義の哲学をこえた、文化社会学や芸術社会学といった社会学的研究となると思われる。それが感性論の今後の課題である。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 美的感性と社会的感性

論文審査報告者 嶋 崎 隆
岩 佐 茂
平 子 友 長

1 本論文の構成

本論文は、カントおよびその前後の時代の研究者を中心に、美的判断（趣味判断 Geschmacksurteil）とは何か、美的感性はいかにして可能であるのかを詳細に考察し、さらにそこから、人々が相互につくり出す社会的判断とそれを支える感性の成立を市民社会の場で展望しようとする。

とくに第Ⅰ部では、著者は、カント哲学の全体的構造を明らかにするなかで、第三批判書といわれる『判断力批判』における趣味判断の部分をも、研究文献の分析をふくめ、きわめて緻密に検討する。そこで獲得された認識と問題意識を素材として、

さらに第II部で著者は、社会的な立場からの美的感性論の系譜をカントの前後において、さらに現代にまでつらなるかたちで考察する。

本論文の構成は以下の通りである。

第I部 カント美学

第一章 カントの哲学と美学

第二章 カント哲学の基本性格

第三章 カント倫理学の骨格

第四章 カント美学の成立

第五章 〈共通感覚〉とセンス・コムニス

第六章 カントの市民社会論

第七章 社会的判断力の構想

第八章 カントの社会的感性論——第I部総括

第II部 美的感性論の系譜

第九章 コモン・センスの美学

第一〇章 唯物論的美学

第一一章 ギュイヨールの社会的美学

第一二章 アドルノにおける美と自然

終章 感性論の構想と課題——総括にかえて

2 本論文の要旨

第I部は、『純粹理性批判』などと比べるとそれほど注目されない著作である『判断力批判』における、カントの美学的考察を取り上げる。プラトンのアイデア論などに明快に見られるような美の客観主義的な理解と対照的に、カントは美を人間主体の美的判断能力の問題として追究した。いわば、主体の美的感性に合致するのが美であるが、こうした人間主義的な美の解釈はいかにも近代的である。だが著者は、こうした美の理解を単に強調するのではなく、さらにカントが美的判断力を、「共通感覚」という社会的・共同的に存在する要素から説明することに注目する。そこで著者は、美学を社会哲学および市民社会論と結合し、さらにその中核に感性や感覚の問題を配置しようとする。

第一章から第三章までにおいて著者は、いわゆる三批判書に即して、カント哲学

の基本性格を描き、そのなかで研究上の動向を分析する。この部分は、カントの美学的考察を検討するという著者の主要目的からすると、序論的な部分といえよう。

第一章はカント哲学の基本特徴を描き、そのなかで美学に関する研究状況を網羅する。周知のように、理論哲学としての『純粋理性批判』は自然現象を基礎づけ、実践哲学としての『実践理性批判』は道徳と自由を基礎づける。美と生命的有機体を扱う『判断力批判』はカントによって、この両批判の中間に位置づけられ、同時にここでは快・不快の感情が考察される。著者はこうした三批判書の研究のなかで美学的な研究が少ないという指摘をなし、本論文はむしろカントの美学と社会哲学に強く注目するものだとされる。さらに著者はここで、カント美学と社会哲学の研究動向を分析するが、とくに重要な研究者として、クローフォード、クーレンカンブフ、ガイアー、アーレント、ペイナー、志水紀代子、牧野英二らが列挙され、評価される。

第二章で著者は、カントの名著『純粋理性批判』に言及するなかで、感性と悟性、さらに悟性的な上級能力である（狭義の）悟性、判断力、理性などの区分に注目する。『判断力批判』でも悟性や構想力が重要な役割を果たすので、本章はそのための準備的考察となる。第三章で著者は、『実践理性批判』における道徳律が内容を捨象したきわめて形式的なものであることを承認しつつも、カント自身がシャフツベリ、ハチソン、ヒューム、スミスの道徳感情の理論に学んでいたという事実に着目する。これは著者が、美的共感の問題を社会哲学的に考察しようという意図をもつからである。

以上のカント哲学の前提を踏まえて、著者は「趣味判断」というかたちで論じられるカント美学を、『判断力批判』を中心素材として、きわめて緻密に読解する。これは第四章と第五章でおこなわれる。

第四章では、まず趣味判断とは、カントに即し、「或るものが美しいか否かを判定すること」と定義づけられる。この判断はあらゆる利害関心を離れて成立し、だれもがそう判定すべきだという普遍性を要求する。この点、善いものはそこに利害関心があるのにたいし、美しいものは自分の利害とかかわらない。こうして、「この花は美しい」という趣味判断においては、花の美しさを「普遍的同意」としてだれにたいしても要求できるというのである。趣味判断は、カントではつねに認識的な判断と対比され、そこから展開される。「この花はバラだ」という認識上の判断

では、バラという概念によって判断の客観的妥当性が得られる。これにたいし、バラの美しさは客観的認識からはただちに展開されることができない。趣味判断はあくまで主観的なものであるが、それでもなお美について議論ができ、そこに何らかの普遍妥当性が想定される。それがカントのいう「主観的普遍妥当性」にほかならない。

美とは対象の性質ではない以上、対象についての快と美をひきおこすのは、カントによれば、人々のあいだの心情状態の「普遍的伝達可能性」である。そのさい、美を感じる人々の心情においては、構想力と悟性が相互に活気づけあい、促進しあい、そこに「自由な遊動 *freies Spiel*」が発動している。そうした「自由な遊動」に見られる心的な調和、さらに心情の理想的で快適な状態が美とされる。そのさい、認識としての判断とは異なり、悟性も構想力も対象にはかかわらない。だがそれでも、構想力と悟性の調和の根拠は、それらが「認識一般」の能力にあると、カントでは説明されているように思われる。著者はさらに、こうした美的な普遍的伝達は理性的認識ではない以上、「共通感覚 *Gemeinsinn*」という一種の感情ないし心情がそこに(理念的に)前提されるという。というのも、構想力と悟性は「認識一般」にかかわるかぎり、だれにおいても普遍的に調和する可能性をもつからである。

こうして、共通感覚という「主観的原理」が趣味判断の根拠であるとされる。そしてまた、構想力と悟性の自由な遊動状態の結果が共通感覚なのである。

第五章では、共通感覚との関連で、「センス・コムニス」や「普通の悟性 *gemeiner Verstand*」についても議論される。著者は従来の解釈では、これら三者が混同されてきたという。たとえばクローフォードは、美的判断を支える共通感覚と、もっと広い意味でのセンス・コムニスを混同してしまう。センス・コムニスは認識・道徳・趣味の全般にわたって働くもので「共同体感覚」といわれるべきものであり、共通感覚はあくまで快・不快という感情の領域にのみかかわる。共通感覚はけっして認識判断ではなく、主観的に気に入るという感覚である。したがってカントでは、センス・コムニスは共通感覚をふくんだ、より包括的な判断である。そしてまた、「普通の悟性」とは、健全さをもつ、最低限の常識である。それは感情ではなく、低次にせよ、概念や知識にかかわる。こうして著者は、クローフォード、ガダマー、クレムリンク、ケマルらの従来の解釈にあった「錯綜」ないし混乱を克服しようとするが、その意図は共通感覚をてことして、より広くセンス・

コムニス（共同体感覚）の問題を展開することである。

第六、第七、第八の三章は、趣味判断やセンス・コムニスの議論を出発点として、さらにカントの社会哲学や市民社会論へと展開する。

カント自身が、経験的には、美的判断は社会および人々の社交のなかで洗練されるというのが、「非社交的社交性」というかたちで市民社会が歴史的に形成される。こうして、人間のもつ「自然素質」は市民社会のなかで開花する。ホップズの欲望を生み出し、ルソー的な「一般意志」に支えられる法的市民社会は、国家体制を形成し、国際連合の理念へと結実する。カントのこのアイディアの非現実性を承認しつつも、国際連合の理念が打ち出されたこと自体を著者は評価する（以上第六章）。

第七章は、趣味判断が民族の差異を超えた世界市民社会をめざす共同体的な判断へ広がり、その共通感覚を形成する共同体が『実践理性批判』における英知的共同体とは異質であることを指摘するが、この指摘は興味深い。センス・コムニスとは、他のすべての人々の立場に身を置き、その立場にたって考える感覚である。そのさい著者は、共同体指向が他律的・受動的に個人を包摂するのではなく、人々が世界市民社会を主体的に実現しつつ、同時に自己を陶冶するのだと注意する。またここで著者は、カント（趣味判断の理論）とアリストテレス（^{フロネーシス}思慮の理論）を総合するペイナーの「人道的判断」や知念英行の「共同体的判断」を紹介・検討する。著者の賛同する知念の「共同体的判断」とは、言語、討論、熟慮、思慮、判断などといった人間的相互主観性を形成するような、政治的なもの、公共的なものに関わるフレームワークとされる。

第八章は第I部の総括部分である。ここで著者はいままでの叙述を総括しながらくり返す。趣味判断は感情ないし心情状態の普遍的伝達可能性に依拠しており、それは共通感覚の存在の想定によって可能となる。だがカントは、共通感覚は単に想定される理念にすぎないという。ところで、カントはセンス・コムニスという共同体感覚を想定し、それは論理的・感情的の両要素をあわせもつという。ここに、カント美学を社会哲学へと解釈する可能性がある。

著者は趣味や感性が社会の基盤となることの事実的な重要性を強調する。私たちは生活全般にわたる感性を働かせ、それをたよりにしているのである。だが、それが意識の水面下で働くためかえってとらえがたい。また著者は、ハーバーマスのコ

コミュニケーション論的共同性にも触れるが、それがあまりにも理性主義的であることを批判する。カントが示した問題設定は豊穡ではあるが、まだ具体性を欠く。こうして著者は第II部へと探究を進める。

第II部では、カント美学、とりわけ美的感性の基礎にある「共通感覚」という理論構成に示唆を与えたと思われる哲学者や、カント以後において、美的感性と社会的感性とを統一させようとした思想家などが検討されている。

まず第九章では、カントが「共通感覚」という理念の形成においてヒントを得たスコットランド学派のT・リードが取り上げられる。「哲学にはコモン・センスのほかに根はない」と主張して、色や匂いなどの第二性質を主観に依存するものとみなすロックの観念論の側面やヒュームの懐疑論を批判したリードは、感覚という言葉の意味を「私たちが感じている感覚」と「その感覚の原因である対象の性質」とに分けるのである。例えば、何か青い物体を知覚している場合、対象を青いものとして感じている感受作用としての青さの感覚と、その感覚をひき起こしている青さという対象の性質——これは対象と結びついている青さという記号とみなされる——とを区別するのである。感覚の二つの意味の区別は、リードの美の知覚においても保持されている。

リードは、しばしば美の主観主義と客観主義の両方を主張しているかのようにみなされるが、著者は、美の知覚における二つのエレメントを区別することによって整理する。すなわち、美の起源は主観の「卓拔性」もしくは「デザインする心」のうちにあり、これが「対象の本性的ないし構造」に投影されてはじめて美の知覚がなりたつとされる。あるいは、「原型的な美」と「派生的な美」との関係を用いていえば、心的なものである「原型的な美」が対象のうちに投影されて、そこに「派生的な美」が成立するとされる。それゆえ、美の知覚が成立するためには、実在する外的な事象がなければならことになる。著者は、美の知覚においても、リードが客観的エレメントと主観的エレメントの両方の契機をみていることを主張するとともに、リードの「デザインする心」や「原型的な美」は知覚されえない、いわくいがたいものであること、またリードが「デザインする心」や「原型的な美」という主観的なものの普遍性の問題をあいまいにしたままに、「コモン・センスの命ずるところ」に耳を傾けていることにおいて、リードの限界を指摘するのである。

ところで、カントの美学が提起した主観的なものと客観的なものとの関係である

美的感性の問題と美の社会性の問題のうち、前者の問題を、観照する主観と観照の対象との相互関係の問題として展開したものに、マルクス主義の唯物論美学がある。唯物論美学は、同時に美の社会性も強調するが、それらを取り上げているのが第一〇章である。

著者が唯物論美学の検討をとおして主張しようとしたことは、第一に、美的感性が生物学的条件と社会的条件に媒介されて形成されること、第二に、美の観照においては主観と客観との相互作用が認められること、第三に、美はまずもって自然美であることの三点であり、これらはいずれも著者自身の基本的な考え方に通底するものである。第一の点を主張した人としてブレハーノフとブハーリンが、第二の点を主張した人としてマルクスがあげられる。さらに、芸術美にたいする自然美の第一次性を強調した唯物論者として、チェルヌィシェフスキーが考察される。「美しいものは生活である」と主張したチェルヌィシェフスキーには、第一、第二の点が欠けているが、マルクスやブレハーノフ、ブハーリンに欠けている自然美の第一次性を主張していることにおいて高い評価が与えられている。自然美と芸術美との問題についてのたちいった考察は、第一二章においてなされる。

第一章では、美の社会性の問題をマルクス主義的な唯物論美学とは異なった角度から取り上げたものとして、J-M・ギュイヨールの『社会学的に見た芸術』が考察される。ギュイヨールは、哲学史上、生の創造的進化を説いたベルグソンや、生を増大しようとする意志を「権力への意志」として肯定的にとらえたニーチェに示唆を与えた生の哲学者とみなされているが、著者は、「神経の顫動」という唯物論的な原理にもとづいて、生の感覚の伝達可能性を論じていることに注目する。カントの場合には、趣味判断を成立させている「感情の伝達可能性」は共通感覚に依拠するものであったが、ギュイヨールの場合には、「神経の顫動」にもとづいて生の感覚は伝達され、伝達されることによって社会化される。

ギュイヨールにおいては、生の感覚が自己と他者とのあいだで伝達され、社会化されるなかで人間的共感が生まれるとされるが、そのような共感を生み出す土壌をつくるのが「美的情緒」なのである。著者は、ギュイヨールが「美的情緒」を、人間的な感覚や人間的生を陶冶し共感的情緒をつくるものとみなす点において、社会的感性と美的感性との結合の、カントとは異なる新たな展開を見るのである。

すでにふれたように、第一二章では、自然美と芸術美との問題が、アドルノに即

しながら考察される。著者は、まずアドルノの啓蒙観の考察からはじめている。アドルノは、近代的啓蒙を、同一化という思考の論理によって対象を概念的に把握し、自然を支配しようとする理性の営みとみなすとともに、自然そのものは啓蒙の理性によっては概念的に把握され支配されつくすことはない非同一的存在にとどまることを主張するが、そのことをとおしてまた、近代的啓蒙の限界を指摘し、人間が傲慢になることをいましめる。啓蒙の理性によって抑圧されざるをえない自然の非同一性をとらえる感性が美的感性であり、それによってとらえられた自然そのものの非同一性を本質的なものとするものが自然美である。アドルノは、芸術美は自然美よりも高い位置を占めるが、非同一性に依拠している点では自然美に通底しているとみなす。非同一性をとらえようとするこのようなアドルノの美的感性は、同一化の思考ではとらえききこのとできない現実に生きる人間を総体としてとらえようとする社会的感性でもある。著者は、美的感性が社会的感性でもある点で、アドルノを評価するのである。

第II部の終章では、美的感性と社会的感性とを結びつけている感性そのものが考察の対象とされている。著者によれば、感性は、感覚器官と重ね合わせても考えられるが、それにつきるものではなく、個々の感覚にわたって、もしくは個々の感覚の根底に存在するものであるとされる。それは、人間の活動と不可分に結びついて、感情・情念・欲求を生み出す土壌となっているものにほかならない。著者は、このような感性が道徳的感性や政治的感性、美的感性など多面的に展開されうとしても、いずれにしても根はひとつであり、社会的・歴史的に形成されたもの、社会指向的であるものとして社会的感性であること、および感性論が全面に出され、もっとも主題化されるのは美的感性を扱う美学であることを指摘して、社会的感性と美的感性とを結びつけ、美学的・社会哲学的感性論として展開することの必要性を力説する。この課題の確認をもって、本論文は閉じられている。

3 本論文の意義と問題点

まず本論文の意義ないし長所についていえば、第一に、従来、不十分にしか考察されなかった『判断力批判』における趣味判断の形成のメカニズムについて、さらにその根底にある「共通感覚」、共同体感覚としての「センス・コムニス」、常識に対応する「普通の悟性」の三者の区別について、きわめて緻密な読解を加え、従

来の研究状況を批判し、新しい見解を提示したことである。

第二に、著者は、『純粹理性批判』や『実践理性批判』を中心対象とした従来のカント像にたいし、美学を軸とした『判断力批判』やその歴史哲学、市民社会論に見られるカント像をあらたに提示し、従来のカント像を豊穡にした。従来、カントの美学や趣味判断を社会哲学や政治的・公共的判断の枠内で位置づけようとする試みが（かならずしも大きくはない）ひとつの流れとしてあったが、本論文はそれを継承するものである。

第三は、カントを中心軸として、美的感性と社会的感性を結合する美学ないし美的思想の流れを、新しい独自の問題領域として取り出そうとしたことである。具体的には、リードらのイギリスのコモン・センス論、ギュイヨールのフランス美学、アドルノのドイツ美学やチェルヌィシェフスキーらの唯物論的美学の流れがそれであるが、そこではおおむね、美が芸術至上主義的に孤立的に扱われるのではなく、社会的感性という構想のもとで展開される。

本論文の意義は以上のようなものであるが、問題点をあげるとすれば、以下のようなものである。

第一に、きわめて緻密なカント解釈をおこなっている反面、趣味判断成立の抽象的で難解なメカニズムについての説明がかならずしもわかりやすく、いきとどいていとはいえないので、そこに工夫の余地があるということである。というのも、カント自身がわかりやすい具体的な例に即して、明快に展開はしていないからである。

第二に、第II部でカントを離れて現代的な問題領域へはいいこうとしているわけだが、美的判断や共同体的判断が成立するための社会的・歴史的考察が、カントの固守した「趣味判断」の「主観的普遍妥当性」の説明と、まだきちんと理論的に関連づけられていないということである。とはいえ、この種の問題は、ア・ブリオリな考察を中心にすえるカント的立場からすると、逃れられない難問といえるであろう。

以上あげた二点は、本論文の欠陥というよりも、著者がこれから解決すべき問題点というべきである。

4 結語

審査員一同は、上記の評価にもとづき、水野邦彦氏にたいし、一橋大学博士(社会学)の学位を授与することが適当であると判断する。

1995年2月8日